

平成18年1月渉外担当理事

全国保健所長会の国への施策予算要望書作成についての意向調査結果

【目的】

現在、年度毎に全国保健所長会から国へ施策予算要望を提出しているが、要望内容について会員間で十分検討されていない面もある。全国保健所長会渉外担当理事会として、より適切な要望書を作成することを目的として、意見集約の方法なども含め会員の意向調査を行った。

【調査方法】

平成17年9月に、都道府県所長会、指定都市部会、特別区部会それぞれの会長を通じて、全保健所長に対してアンケート調査を行った。

【回答数】

36都道府県（政令市含む）、10指定都市、23特別区より回答あり。
計322保健所

【回答の概要】

1. 大部分の意見は現行通りの方式で国への施策及び予算要求を行うことでよいとの回答であった。

2. 以下に現行以外の回答内容をまとめた（大部分は所長会ではなく、個別保健所長の意見である）。

（1）意見集約時期

随時提出（通年）、1月頃との意見が計4保健所からあった。（2）意見集約方法
各保健所での事案解決に向けた問題整理をオープンにする工夫が必要との意見があった。また、都道府県所長会・特別区部会・指定都市部会会長経由ではなく、個別会員から直接意見を収集するようとの希望が4保健所からあった。ホームページなどを利用し随時意見の送付ができる体制づくりへの希望も1保健所からあった。（3）取りまとめ方法
重要事項にしばる方がよいとの意見が3保健所から出されたが、現行のように保健衛生全般にわたる要望が必要との意見もあった（1保健所）。また、政令市型と県型の相違を踏まえた要望項目の整理が必要との意見があった。

（4）関係機関調整

他団体との意見交換は重要であり、他団体として、全国知事会、全国市長会、行政薬剤師・獣医師団体、地方衛生研究所協議会、衛生部長会等が挙げられていた（12保健所、1都道府県所長会）。一方、意見交換は必要だが、要望書は所長会単独で提出（1保健所）、調整の必要はないとの意見（2保健所）もあった。

（5）その他の意見 要望書の事項が国の施策にどの程度反映されたか検証できる仕組みが望ましい。

要望書作成段階での検討方法として、全国所長会としての検討が不十分との意見がある一方、基本的には各都道府県所長会の中でもっと検討すべきとの意見もあった。

保健所で起こっている問題を的確迅速に情報収集することが必要。

今までのような全般にわたった要望書を出せるだけの力量が今後も全国保健所長会としては必要

所長会ホームページに要望書（案）をのせる。

各団体の意見をフィードバックしてほしい。

保健所の多くの行政事務・保健サービスはすでに自治事務化され、財源移譲も進み、自治体が裁量権を持つ状況の中では保健所設置主体がさらに努力すべき面がある。国に要望すべき事項、保健所が自らの自治体内部を説得しよりよい形を作るべき事項を十分検討し、国には厳選した事項を提出すべき。

要望内容は保健衛生ニュース、全国紙などにも積極的に公表し宣伝すべき。

調査結果をふまえた来年度国施策及び予算要望の作成方針 今回の調査結果を渉外担当理事及び理事会全体で検討した結果、来年度の要望書を以下のような方針で作成したいと考えています。

1. 今年度作成する要望書作成方針

（ア）要望書の内容・構成

① 本年5月の「地域保健対策検討会中間報告」が作製されました。本報告に記載されている諸事項は、今後の保健所が担うべき最も重要な分野であると保健所長会でも考えております。そこで、これらの機能を受け持つために、保健所においてどのような仕組みが必要か、どのように機能強化すべきかという観点を中心に編成したいと考えています。

② 同報告書に述べられている保健所における健康危機関連対象12分野に関する事項を重点要望とし、その他の事項を一般要望とした骨格にする予定です。

（イ）会員からの意見聴取方法・時期

① 従来通り、都道府県所長会・指定都市部会・特別区部会会長を經由して会員のご意見をお聞きいたします。

② 時期は、来年1月下旬から2月初旬の予定です。

2. 要望に対する国の対応ですが、現時点では年末～年始に公開される「厚生労働省予算案の主要事項」から、要望関連事項が次年度の予算案に含まれているかどうかをみた上で次回要望案を調整しています。直接、所長会要望が取り入れられたかどうかを確認することは難しいと考えていますが、所長会要望の国予算への反映状況等を何らかの形で会員へ情報提供する方法を検討いたします。

3. 他団体との情報交換については、可能な団体や方法を検討いたします。

4. 意見集約方法に関して、全会員個別に意見を集約すること及び時期を限定せず随時集約することは、現時点では困難と考えています。

(ア) 要望内容を地域の所長会などで議論することも必要であり、また、個別意見がある場合は地域の集約された意見と同時に個別意見として提出していただきたいと考えています。

(イ) 今年度の結核予防法や予防接種施行令改正への所長会対応のように、早急に対応すべき事項については年度毎の要望とは別に対応いたします。早急に所長会対応が必要と考えられるような問題が生じた場合は、地域の理事や渉外担当理事へご連絡ください。

渉外担当常務理事

姫路市保健所 姫路市坂田町3番地

電話：0792-89-1631 F a x：0792-89-0210

伊地智昭浩